

運送約款抜粋（平成28年8月3日現在）

小児の無賃運賃

6歳以上の旅客が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき1人を無賃とし、1歳未満の小児については無賃とする。

運賃の割引

身体障害者手帳、知的障害者の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示するか、又は市町村長の発行する運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のため乗車するとき（介護人は当社が認めた場合に限る）。

養護施設等で養護を受けている者及びその付添人が、施設長の発行する運賃割引証を提出したとき（付添人は当社が認めた場合に限る）。

運賃・料金の払戻し

旅客の請求により運賃を払い戻す。

(1) 未使用の普通乗車券

通用期間内に限りその運賃額。

(2) 未使用の回数券

未使用分金額よりその回数券運賃額のうち割引分を差し引いた残額。

<例> 3,000 円の場合は、未使用分より 300 円差し引いた残額

(3) 定期乗車券

イ 通用期間前のもはその運賃額

ロ 通用期間内のもは、通用期間の始めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、1日2回乗車の割合で普通運賃に換算し、その運賃額から控除した残額。

払戻し手数料	普通乗車券	100 円
	回数乗車券	210 円
	定期乗車券	520 円

定期乗車券の書換え

旅客の請求により券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券は書換えをする。

手数料 520 円

定期乗車券の再発行

旅客の紛失した定期乗車券については、再発行しない。

ただし、災害その他の事故により滅失の事実を証明する証明書等を提出したときは、原券と同一の効力を有する新券を発行する。

手数料 520 円

再購入後の払戻し（定期乗車券）

紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し払戻しの請求があった場合は、旧券について払い戻す。

手数料 520 円